免許法認定通信教育 - 視覚障害教育領域 - 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

視覚障害のある子供の 教育の場と教育課程の編成



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者 : 金 子 健)

1



みなさん、こんにちは。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の金子健です。 今日は、「視覚障害のある子供の教育の場と教育課程の編成」というテーマで、お話をさせていただきます。

本講義のポイント

- 1. 視覚障害のある児童生徒が学んでいる教育 の場と、そこで行われている教育内容につい て理解すること。
- 2. 特別支援学校(視覚障害)、弱視特別支援学級、弱視通級指導教室(通級による指導)に おける教育課程の編成と編成上の留意点等 について理解すること。

2



本講義のポイントは次の二つです。

一つ目は、視覚障害のある児童生徒が学んでいる教育の場と、そこで行われている教育内容を理解することです。

二つ目は、視覚障害者を教育する特別支援学校、弱視特別支援学級、弱 視通級指導教室における教育課程の編成と編成上の留意点等を理解する ことです。

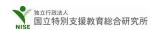
なお、通級指導教室は、法的には「通級による指導」と呼ばれており、本講義では、適宜、その両方を用いて解説しています。

本講義の内容

- I. 視覚障害のある子供の教育の場と就学先の決定
- 1. 視覚障害のある子供の教育の場と合理的配慮の提供
- 2. 視覚障害のある子供の就学相談・就学先の決定
- Ⅱ. 視覚障害教育における教育課程の編成
 - 1. 特別支援学校(視覚障害)における教育と教育課程
 - 2. 弱視特別支援学級、及び弱視通級指導教室における 指導と教育課程

皿. まとめ

3



では、本講義の流れについてお話しします。

本講義では、主に二つのことを学んでいきます。

一つ目は、「視覚障害のある子供の教育の場と就学先の決定」についてです。そこでは、「視覚障害のある子供の教育の場と合理的配慮の提供」と「視覚障害のある子供の就学相談・就学先の決定」についてお話しします。

二つ目は、「視覚障害教育における教育課程の編成」についてです。そこでは、「特別支援学校(視覚障害)における教育と教育課程」と「弱視特別支援学級、及び弱視通級指導教室における指導と教育課程」についてお話しします。

最後に、本講義のまとめを行います。

I. 視覚障害のある子供の教育の場と就学先の決定

4



それでは、視覚障害のある子供の教育の場と就学先の決定について説明します。

1. 視覚障害のある子供の教育の 場と合理的配慮の提供

5



最初は、視覚障害のある子供の教育の場と合理的配慮の提供についてです。

教育の場と視覚障害の程度

〇特別支援学校(視覚障害)

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

〇弱視特別支援学級

拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

6



視覚障害のある子供の教育の場は、次の四つに大別されます。

すなわち、視覚障害者を教育する特別支援学校、弱視特別支援学級、弱視通級指導教室、そして、通常の学級において適切な支援を受けながら学習している場合です。

それでは、これらの四つの教育の場について、その概要を見ていきましょう。

まず、教育の場の一つ目は、視覚障害者を教育する特別支援学校です。

学校教育法の改正に伴い、平成19年度より特別支援教育制度が開始され、従前の盲学校、聾学校、養護学校という名称が「特別支援学校」に、制度上、統一されました。

これに伴い、盲学校も「視覚特別支援学校」、「視覚支援学校」、「盲特別支援学校」のように、様々な名称に変更されました。

しかし、「特別支援学校」は制度上の名称である事から、「盲学校」という名称を変更していない学校も多数あります。

学校教育法施行令第22条の3の規定によると、視覚障害者を教育する特別支援学校の対象となるのは、「両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの」とされています。

視覚障害者を教育する特別支援学校においては、視覚障害に配慮した環境の下で、視覚障害に対応した指導法と教材を用いて専門的な指導を行っ

ています。

教育の場の二つ目は、弱視特別支援学級です。

弱視特別支援学級は、小・中学校に設置された視覚障害のある子供が在籍する 学級で、「弱視学級」とも呼ばれています。

弱視学級の対象となる視覚障害の程度は、文部科学省初等中等局長通知により定められています。

それによると、「拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識 が困難な程度のもの」とされており、視覚障害者を教育する特別支援学校と比較し て軽度な児童生徒を対象としています。

また、弱視学級では、一人一人の視覚障害の状態や特性に応じた指導法と教材を使った専門的な指導を行うとともに、他の子供と一緒に授業を受けることができる内容については、通常の学級において学習する場合もあります。

このように、特別支援学級に在籍している児童生徒が通常の学級で学習する活動を「交流及び共同学習」と呼んでいます。

教育の場と視覚障害の程度

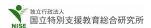
〇弱視通級指導教室(通級による指導)

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の 視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級 での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を 必要とするもの

○通常の学級

視覚障害に配慮・支援のうえで学ぶ場合

7



教育の場の三つ目は、弱視通級指導教室です。

弱視通級指導教室の対象者は、「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、 図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習にお おむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」と規定されています。 したがって、この場合は、各教科等の大半の指導を通常の学級で受け、障 害の状態や学習状況等に応じて特別な指導を受けています。

そして、教育の場の四つ目は、通常の学級に在籍しており、かつ通級による指導を受けていない場合です。この場合でも、視覚障害に関する配慮や支援が必要ないというわけではなく、視覚障害者を教育する特別支援学校や弱視特別支援学級による支援等を受けながら、通常の学級において学習を続けていくことのできる技能や態度を身に付けていくことが必要です。

また、このような児童生徒に対しては、保護者や本人との話し合い等により、必要と認められる場合には適切な合理的配慮を提供しなければなりません。

教育の場別の視覚障害児の人数

(令和元年度特別支援教育資料)

特別支援学校(視覚障害)	学級数	在籍者数					
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計	
82校	2,135学級	200⋏	1,490 人	1,138 _人	2,255 _人	5,083 ¹	

41-11-	小学校		中学校		義務教育学校		合計	
特別支援 学級 (弱視)	学級数	児童 数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	児童 生徒数
	387学級	447 _人	149学級	179 ⊾	1 _{学級}	1,	537学級	627⊾

通級による指導 (弱視通級指導 教室)	小学校	中学校	高等学校	合計	
	191⊾	27⊾	4,	222太	

8

それではここで、視覚障害のある子供たちの教育の場別の在籍人数を見てみましょう。

文部科学省の特別支援教育資料によりますと、令和元年度における視覚 障害者を教育する特別支援学校は、視覚障害の他に知的障害や聴覚障害 等、複数の障害部門を持つ特別支援学校を含め、82校の学校が全国に設 置されています。

幼稚部、小学部、中学部、高等部の在籍人数は、それぞれ200人、1,490 人、1,138人、2,255人で、計5,083人です。なお、全国盲学校長会の調査(「 視覚障害教育の現状と課題」第58巻)で、同校長会に加入している特別支 援学校67校の、複数の障害部門を持つ場合は視覚障害部門のみとした在 籍者数では、令和元年度は2.616人です。

弱視特別支援学級の学級数、在籍児童生徒数は、小学校で387学級447人、中学校で149学級179人、義務教育学校で1学級1人で、計537学級627人です。小学校でも中学校でも、学級数と児童生徒数の数があまり変わらないのは、弱視児童生徒一人で一学級の場合が多いことによります。

通級による指導を受けている弱視の児童生徒数は、小学校191人、中学校27人、高等学校4人で、計222人です。

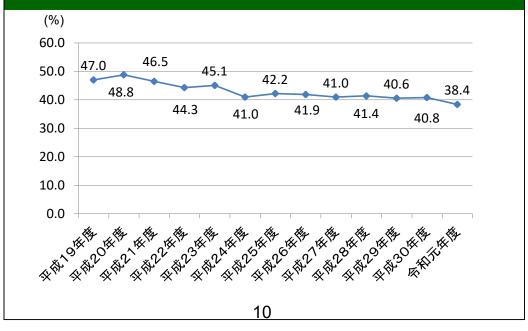
なお、通級による指導については、平成30年度から高等学校でも制度化されています。



次に、先ほども言及した全国盲学校長会の「視覚障害教育の現状と課題」 第58巻により、同校長会に加入している特別支援学校の在籍者数の推移を スライドに示します。

全体では平成19年度の3,588人から、令和元年度の2,616人まで減少しています。また、学部ごとでは、高等部専攻科や高等部本科の人数の減少が目立ちます。



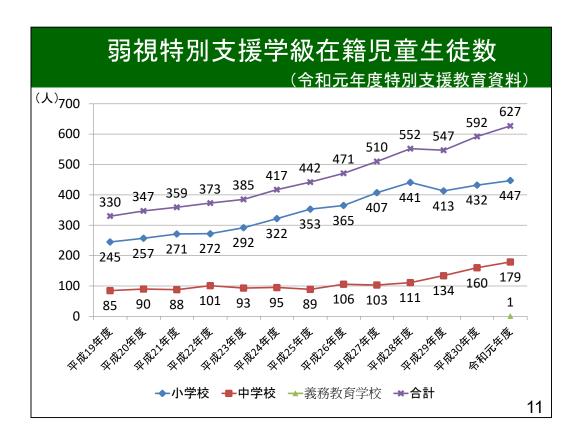


視覚障害者を教育する特別支援学校の今日的課題として、障害の重度・ 重複化、多様化が挙げられています。

このスライドに示したグラフは、「令和元年度特別支援教育資料」による特別支援学校(視覚障害)の小学部・中学部の重複学級の設置率の推移を示したものです。これによると、平成19年度は47.0%、平成24年度以降令和元年度までは、4割程度であまり変化していません。なお、全国盲学校長会の「視覚障害教育の現状と課題第58巻」によると、平成30年度の単一障害学級数は486、重複障害学級数は343で、重複学級設置率は41.4%です。また、「全国視覚特別支援学校児童生徒の視覚障害原因等に関する調査研究-2015年調査-報告書」(柿澤敏文)によると、6~18歳の在籍者のうち、重複障害児童生徒の割合は、平成17年が40.7%、平成22年が46.1%、平成27年が49.7%となっています。

こうしたことから、視覚障害者を教育する特別支援学校では、重複障害幼児児童生徒の教育的ニーズに適切に対応した教育を行うとともに、社会自立に向けた進路や職域開拓の必要性が指摘されています。

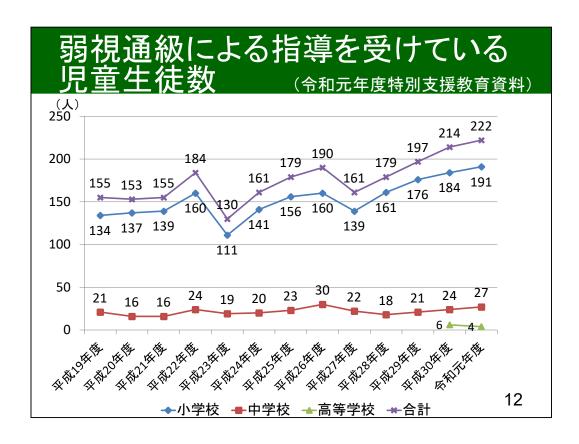
その教育課程については、単一障害の場合は小・中学校に準ずる指導ですが、重複障害の場合は、特別支援学校(知的障害)の教科を用いたり、教科・領域等を合わせた指導を行ったり、自立活動の学習を中心に行う等のことがあります。



次に弱視特別支援学級に在籍している児童生徒数の推移について見ていきましょう。

個々に示したグラフを見ると、小学校については平成29年度に少し減った 以外は増加しており、平成19年度の330人から令和元年度では447人になっ ています。

中学校では平成19年度が85人で、その後100人前後で横ばいが続いていましたが、平成28年度から、やや増加しているようであり、令和元年度は179人となっています。



このスライドに示したグラフは、弱視の通級による指導を受けている児童 生徒数の推移を示したものです。

これを見ると、小学校では、平成23年度や平成27年度に一時的に児童数が減少してはいるものの、徐々に人数が増えており、平成19年度の134人から、令和元年度では191人となっています。

これに対して、中学校の弱視通級指導教室に通っている生徒数は、平成 19年度以降、20人を前後する値でほぼ横ばいとなっており、令和元年度は 27人が指導を受けています。

また、平成30年度の高等学校での通級指導の制度化に伴い、平成30年度は6人、令和元年度は4人と、数は非常に少ないですが、高等学校でも指導を受けている生徒がいます。

学校における合理的配慮の提供

〇合理的配慮

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム 構築のための特別支援教育の推進(報告)』より

MISE 国立特別支援教育総合研究所

13

先ほど述べましたように、特に通常の学級に在籍している視覚障害のある 児童生徒に対しては、必要に応じて合理的配慮を提供しなければなりませ ん。

では、合理的配慮とはどのようなものでしょうか。

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の答申として示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告によれば、合理的配慮とは、「障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることができるように個別に行われる必要かつ適当な変更・調整であり、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

ここで留意しなければならないことは、合理的配慮の提供が障害のある子供に対して個別に提供されるということであり、都道府県や市町村、あるいは各学校において不特定多数に対して行われる制度や支援である「基礎的環境整備」とは区別されているということです。

構造的には、都道府県や市町村等が提供する基礎的環境整備の上に、 個別に提供される合理的配慮が存在していることになります。

また、「体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」については、その基準が明確に定まっている訳ではありません。

したがって、ある障害のある子供に対して提供されている合理的配慮が、同じような障害のある他の子供にも提供されるとは限らないということです。

合理的配慮は、それを提供する側と必要な合理的配慮を求める側とが適切にやり取りを行いながら双方の合意の下に成り立つものであることを認識していただきたいと思います。

学校における合理的配慮の提供

〇合理的配慮の観点

- (1)教育内容·方法
- (1)-1 教育内容
- (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服する ための配慮
- (1)-1-2 学習内容の変更・調整
- (1)-2 教育方法
- (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1)-2-2 学習機会や体験の確保
- (1)-2-3 心理面・健康面の配慮

14



只今述べた答申では、学校における合理的配慮の観点として、三つの観点を示しています。

1点目は教育内容・方法で、その下位項目は「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」「学習内容の変更・調整」「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」「学習機会や体験の確保」「心理面・健康面の配慮」となっています。

学校における合理的配慮の提供

(2)指導体制

- (2)-1 専門性のある指導体制の整備
- (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を 図るための配慮
- (2)-3 災害時等の支援体制の整備

(3)施設•設備

- (3)-1 校内環境のバリアフリー化
- (3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

15



2点目は指導体制で、その下位項目は「専門性のある指導体制の整備」「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」「災害時等の支援体制の整備」となっています。

そして、3点目は施設・設備で、その下位項目は「校内環境のバリアフリー化」「発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮」「災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮」となっています。

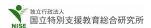
これらの下位項目は一見すると、全校の児童生徒を対象にした内容にも 捉えられがちですが、基礎的環境整備と合理的配慮の明確な違いは、特 定の個人に対して提供されるか否かであること、つまり、合理的配慮はあく までも特定の個人に対して提供されるものであるということを理解しておくと 良いでしょう。

想定される合理的配慮の例

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

○状況や対象物の様子、変化などについて詳しい説明 を加える、十分な時間延長をする、図示がある場合は 工夫して点字教材を作成する、漢字は意味や使い方 に重点を置いて学習する、実験は結果が音で分かる ようにするなど、感覚代行手段を講ずる。

16



文部科学省では、これらの合理的配慮の提供について、それぞれの障害 種に応じた提供例を示しています。

合理的配慮の「観点(1)教育内容・方法」での、視覚障害のある子供に対する学習内容の変更・調整に関する合理的配慮では、一人一人の障害の状態に配慮し、学習内容の変更や、学習の量・時間の調整を行うことが求められます。

例えば、視覚から十分に情報が得られない場合には、状況や対象物の様子、変化などについて詳しい説明を加える、課題を解く時間や試験時間等については十分な延長を加えること、図示されたものについては、点図化して触って理解できる工夫を行う、実験等の結果は音で確かめることができるようにしたり、視覚に代わる感覚を活用できるようにするなど、感覚代行手段を講ずることが求められます。

想定される合理的配慮の例

- (2)-1 専門性のある指導体制の整備
- 〇特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能を積極的 に活用する。
- 〇弱視特別支援学級、通級指導教室などの専門性を積極的に活用する。
- (3)-1 校内環境のバリアフリー化
- ○状況に応じ、下駄箱や教室のロッカーを分かりやすい 位置にしたり固定したりする。各教室などに分かりや すい目印(色の変化、大きな文字での表示、点字の表示)を付ける。

17

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

合理的配慮の「観点(2)指導体制」での、専門性のある指導体制の整備については、校長がリーダーシップを発揮すると共に、学校全体として専門性の確保に努めなければなりません。そのため、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、指導についての校内の教職員の共通理解を図り、学習の場面等を考慮した役割分担を行うことが求められます。

また、必要に応じて、通級による指導や特別支援学級等の学校内にある資源を活用したり、支援員等の適切な人的配置を行うことが求められます。

合理的配慮の「観点(3)施設・設備」での、校内環境のバリアフリー化の合理的配慮については、障害のある幼児児童生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、個別のニーズに応じた環境にするために、スロープ、手すり、トイレ、出入口、エレベーター等の施設の整備計画時に配慮を行うことが必要となります。

視覚障害のある子供については、例えば、状況に応じて下駄箱や教室の ロッカーを分かりやすい位置にしたり、各教室などに色の使い分けや大きな 文字での表示、点字による表示など、分かりやすい目印を付けるなどの配 慮が挙げられます。

ここに挙げた事柄は想定される事例ですが、実際に合理的配慮の提供を 行う場合には、当該の子供の障害の状態やニーズ、学校等が提供できる財 政面や体制面等を考慮しつつ、保護者等とのやり取りを通じて、適切にそ の内容を決めていくことが大切です。 2. 視覚障害のある子供の就学 相談・就学先の決定

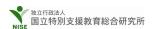
18



次は視覚障害のある子供の就学相談、就学先の決定について見ていきましょう。

- 1. 早期からの教育相談と支援
- 2. 就学先決定の仕組み
- 3. 一貫した支援の仕組み
- 4. 就学先相談、就学先決定に係る国・都道 府県教育委員会の役割

19



平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、共生社会の構築に向けたインクルーシブ教育の構築を目指すとともに、障害のある子供の就学相談及び就学先決定の在り方について改善の視点が示されました。

これを受け、文部科学省では、平成25年9月に事務次官通知として、学校教育法施行令の一部改正について公表しました。

改善の視点は4点で、1. 早期からの教育相談と支援、2. 就学先決定の 仕組み、3. 一貫した支援の仕組み、4. 就学先相談、就学先決定に係る 国・都道府県教育委員会の役割、です。

これから、この4点を取り上げて説明します。

- 1. 早期からの教育相談と支援
- 早期からの教育相談や就学相談による保 護者への情報提供と障害受容の促進
- 特別支援学校(視覚障害)、特別支援教育 センター等による早期からの支援の必要性
- 本人の発達や成長に必要な支援に関する 市町村教育委員会や学校等との合意形成 の必要性

20

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

最初に、早期からの教育相談と支援について述べます。

子供一人一人の教育的二一ズに応じた支援を確保するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的二一ズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。

特に、視覚障害は、その障害の特性上、なるべく早期から見る力を育てる 指導や視覚障害を補うための触覚や聴覚等の他の感覚を上手に活用して 環境を把握したり基本的な概念形成を促したりすることが大切になります。

したがって、視覚障害者を教育する特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育センター等の教育相談支援を有効に活用して、適切な支援を 行っていくことが求められます。

視覚障害のある幼児は特別支援学校の幼稚部の他に地域の幼稚園等にも在籍して、いわゆる並行通園を行っている場合もある事から、早期教育や支援に関する情報共有や連携にも留意しなければなりません。

また、本人や保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。

乳児期から幼児期にかけて、子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できると言えます。

- 2. 就学先決定の仕組み
- 本人・保護者の意向を最大限尊重して、総 合的な見地から市町村教育委員会が決定
- 就学時に決定した「学びの場」は固定化せず、状況に応じて柔軟に変更すること

21



次は就学先決定の仕組みについてです。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当であるとされました。

その際、市町村教育委員会が、本人と保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人と保護者の意見を最大限尊重し、本人や保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であるとされました。

そして、「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成25年9月、 事務次官通知)では、就学先決定の仕組みを、これらの提言に沿った仕組 みに変更することが述べられています。

したがって、これまで学校教育法施行令第22条の3の規定において特別支援学校の対象となる障害の程度であっても、本人や保護者が通常の学級への就学を希望し、市町村教育委員会が適切であると判断した場合は、この規定に関わりなく柔軟に対応することが求められています。

また、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの 児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができ ることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。 特に、視覚障害のある子供の場合には、眼疾患の進行等により視覚障害の状態が悪化して就学先での学習を続けることが困難になったり、それとは反対に、学習上、生活上の困難を克服する態度や技能が向上することにより、通常の学級において学習することが客観的に想定される場合には、しかるべき時期に編入学することも考えられます。

- 3. 一貫した支援の仕組み
- 可能な限り早期から成人に至るまでの 一貫した指導・支援の必要性
- 子供の成長記録や指導内容等に関わる 情報の関係機関による共有化と活用の 必要性

22



次は、一貫した支援の仕組みについてです。

これまで述べてきたように、特に視覚障害のある子供への支援については、可能な限り早期から支援を開始するとともに、成人に至るまで、一貫した指導・支援を継続することが必要です。

そのためには、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱い に留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが大切になり ます。

成人した視覚障害者に対する支援に関しては、就労に重点が置かれがちですが、余暇時間の有効な活用を含め、社会参加の在り方等についても支援を行っていくことが大切です。

- 4. 就学先相談、就学先決定に係る国・ 都道府県教育委員会の役割
- 都道府県教育委員会の就学先決定に関 わる相談・助言機能の強化の必要性

23



最後に、就学先相談、就学先決定に係る国及び都道府県教育委員会の 役割についてです。

先ほど、就学先決定の仕組みについてお話ししたように、就学先の決定にあたっては、本人や保護者の意向を最大限尊重することが求められていますが、最終的に決定するのは市町村教育委員会となっています。

しかしながら、就学手続きに関わり、これまで市町村教育委員会が果たしてきた役割を考えると、障害のある子供の就学先を決定するための様々な手続きを迅速かつ円滑に進めるための体制が十分に整っているとは言えない状況も見受けられます。

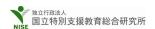
したがって、都道府県教育委員会の就学先決定に関わる市町村教育委員会への相談・助言機能を強化する必要があります。

視覚障害のある子供の就学先を考えた場合、市町村教育委員会側に医学的見地や教育学的見地から指導・助言できる関係者に関わる情報を持ち合わせていることが少ない場合も想定されます。

そのため、例えば、都道府県立の特別支援教育センターや大学などの専門機関への橋渡しをするなどの取組が考えられます。

Ⅱ 視覚障害教育における教育 課程の編成

24



次に、本講義のポイントの二つ目である視覚障害教育における教育課程の編成について説明致します。

1. 特別支援学校(視覚障害)に おける教育と教育課程

25



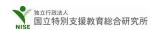
最初は、視覚障害者を教育する特別支援学校における教育と教育課程についてです。

特別支援学校の教育課程

学校教育法 第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に<u>準ずる教育を施す</u>とともに、<u>障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を</u>授けることを目的とする。

26



特別支援学校の教育課程は、学校教育法第72条でその内容が規定されています。

ここで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に「準ずる教育を施す」とありますが、この準ずるとは、同様の内容であると解釈することができます。

しかし、あえて「準ずる」と書かれているのは、全く同じということではなく、 特別支援学校の教育課程には、「障害による学習上又は生活上の困難を 克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」という内容が加えら れているからです。

そして、この「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」とは、取りも直さず「自立活動」を指しています。

つまり、小・中学校等における教育課程と特別支援学校の教育課程とを区別する最も象徴的な内容が自立活動ということになります。

特別支援学校の教育課程

27



視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に 対する教育を行う特別支援学校の教育課程の内容を図に示すとこのスライ ドのようになります。

つまり、各学部における「各教科」、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」、そして「自立活動」となっています。なお、小学部にあっては「外国語活動」があります。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、 障害による学習上又は生活上の困難を主 体的に改善・克服するために必要な知識、 技能、態度及び習慣を養い、もって心身の 調和的発達の基盤を培う。

28



自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による 学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技 能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」となっ ています。

ここで大切なことは、自立活動の学習が児童生徒自らが、障害を改善・克服しようと主体的に取り組もうとする態度や習慣を養うという点です。

また、「個々の児童又は生徒が」とあるように、個々に対応した指導を行うことが必要です。

自立活動の内容

- 1. 健康の保持
- 2. 心理的な安定
- 3. 人間関係の形成
- 4. 環境の把握
- 5. 身体の動き
- 6. コミュニケーション

29



自立活動の内容は、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分となっています。

そして、それぞれの区分ごとに、合計27項目の内容が設定されています。

自立活動の捉え方

視覚障害があることにより、学習場面や 日常生活において、様々なつまずきや 困難が生ずることから、障害のない幼児 児童生徒と同じような配慮では、十分に 調和の取れた育成を図ることは困難



個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導

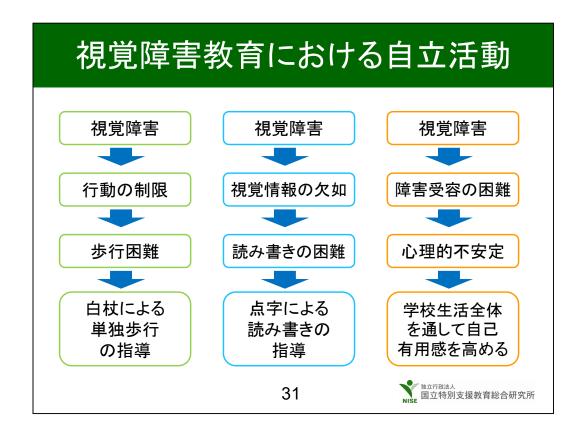
30



視覚障害教育における自立活動について、もう少しかみ砕いて考えてみましょう。

視覚障害があることにより、学習場面や日常生活において、様々なつまずきや困難が生ずることから、障害のない児童生徒と同じような配慮では、十分に調和の取れた育成を図ることが困難になることから、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要になるということです。

したがって、特定の時間において指導するだけではなく、学校教育の様々な場面を通じて、自立活動に関わる配慮や指導が行われるということになります。



それでは、視覚障害に伴う困難さと、それに対応するための具体的な自立活動の指導について、例を挙げて見ていきましょう。

まず、一つ目は、視覚障害があることにより、行動が制限されることになります。

その行動の制限は歩行の困難をもたらします。その歩行の困難を自立活動の時間において、白杖による単独歩行の指導を行うことによって克服し、その結果、生活上の困難が改善されます。

二つ目は、視覚障害があることにより、視覚情報が欠如してしまいます。

その視覚情報の欠如は、読み書きの困難さをもたらします。その読み書きの困難を自立活動の時間において、点字の触読や点字の書きの指導を行うことによって克服し、その結果、学習上の困難が改善されます。

三つ目は、視覚障害があることにより、その障害を受容することが困難になります。

その結果、心理的不安定をもたらします。その心理的に不安定な状態から、 学校生活全体を通して自己有用感を高める働きかけを行うことによって前 向きに考えることができるようになり、その結果、自分の障害をしっかりと受 け止めることに繋がります。

自立活動と他の領域との関係

自 立 活 動

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

各教科、特別の教科 道徳、特別活動、 外国語活動、総合的な学習の時間

32



教育課程に一つの領域として位置付けられた自立活動に関して留意しなければならないことは、自立活動と他の領域との関係です。

自立活動は、他の領域と同様に教育課程の一つの領域ではあります。

しかし、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために 必要な知識技能を授けることに関する指導は、学校の教育活動全般に渡っ て行われることが必要です。

特に、自立活動の時間における指導は、各教科、特別の教科である道徳、 外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、 個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適 切な指導計画の下に行うよう配慮しなければなりません。

自立活動の内容の取扱い

- ○6区分の内容は、個々の幼児児童生徒に設定される 具体的な指導内容の<u>要素</u>
- 〇自立活動の内容は、<u>人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素</u>で構成
- ○学習指導要領に示されている6区分27項目の「内容」 から必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて 設定
- ※設定した指導内容に、6区分27項目がどのように含まれているか = 評価の観点

33



ここで、自立活動の内容の取扱いについて、留意すべき点について述べておきます。

まず、自立活動の6区分の内容は、自立活動において指導される内容そのものではなく、具体的に設定される要素であるということです。

また、自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されているということです。

そして、実際に自立活動の指導を行う際には、これらの内容から、必要な項目を選び出し、それらを相互に関連づけて、指導内容を設定することになります。

言い換えれば、設定した指導内容に、6区分27項目がどのように含まれているかを明確にすることにより、それらが評価の観点にもなり得るということです。

自立活動の内容の取扱い

例)歩行指導

- (4)身体の移動能力に関すること
 - = 「5 身体の動き」
- (1)保有する感覚の活用に関すること、(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関すること
 - =「4 環境の把握」
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること
 - = 「6 コミュニケーション」
- (1)他者とのかかわりの基礎に関すること
 - =「3 人間関係の形成」
- (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲 に関すること

34

=「2 心理的な安定」

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

※()及び「」内の番号は、特別支

援学校学習指導要領自立活動の内容で示されている各区分、各項

目の番号を表す

このことについて、視覚障害者を教育する特別支援学校における典型的な自立活動の指導内容である歩行指導を例にして考えてみましょう。

歩行指導を、身体運動という側面に着目すれば、5区分目の「身体の動き」に関わる内容となります。また、項目としては「(4)身体の移動能力に関すること」となります。

同様に、白杖を使って周囲の状況を把握しながら歩行することに着目すれば、4区分目の「環境の把握」に関わる内容となります。項目としては、「(1)保有する感覚の活用に関すること」、「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関すること」になります。

また、歩行に際し、通行人に援助依頼を行う側面に着目すれば、6区分目の「コミュニケーション」と3区分目の「人間関係の形成」と関わりのある内容となります。項目としては、それぞれ、「(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること」、「(1)他者とのかかわりの基礎に関すること」になります。

さらに、白杖を使った単独歩行が上達し、自由に歩行できるようになり、そのことが学習面等での自信に繋がり、自らの障害を前向きに捉えられるようになった場合には、2区分目の「心理的な安定」に関わる内容と言えます。項目としては、「(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること」になります。

教育課程の実施上の配慮事項

- ア)保有する感覚の最大限の活用と<u>予測と確かめ</u> の力の育成
- イ) 指導内容の精選と配列の工夫
- ウ)自立活動の時間における指導と個別の指導 計画による各教科と自立活動との関連性
- エ)<u>体験的</u>な活動の重視と<u>自主的・自発的</u>な学習 の促進
- オ)交流及び共同学習の一層の推進

35



視覚障害者を教育する特別支援学校における指導計画の作成や教育課程の実施における全般的な配慮事項としては、このスライドに示した諸点を挙げることができます。

これらの中で、ア)の「予測と確かめ」の力の育成とは、学習の過程において次に起こることを予測しておき、実際に予想した内容を確かめた後で、次に起こることをさらに予測して確かめるという学習に対する心構えや姿勢を示したもので、様々な学習場面で活用することができます。

したがって、常に児童生徒にもこのことを意識させ、実際に活用できるよう に促すことが大切です。

イ)の指導内容の精選については、視覚障害の状態によって学習上の困難を伴う内容もあることから、基礎的・基本的な事項の理解や導入段階の指導に重点を置くなど、指導内容の精選が必要ということです。

ウ)の各教科と自立活動の関連性については、学習の基礎となる能力を 自立活動の時間における指導において重点的に指導するとともに、各教科 と自立活動との関連性を個別の指導計画等において具体的に示すことが 大切です。

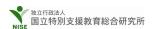
エ)の体験的な活動の重視と自主的・自発的な学習の促進については、 視覚障害の特性上、行動の制限を受けやすいことや、児童生徒が依存的 になりやすいことから、意図的に体験的な学習や能動的な活動を行う場面 を設定することが必要です。

さらに、オ)の交流及び共同学習の一層の推進については、インクルーシブ教育システムの構築のためには、これまで以上に計画的・継続的に取り

組んでいくことが求められます。

- 1. 的確な概念形成と言葉の活用
- 2. 点字等の読み書きの指導
- 3. 指導内容の精選等
- 4. コンピュータ等の情報機器や教材等の活用
- 5. 見通しを持った学習活動の展開

36



次に各教科における配慮点について考えていきましょう。

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編では、視覚障害者を教育する特別支援学校における各教科の指導に際し、特に留意すべき事柄について、以下の5点を挙げています。

すなわち、的確な概念形成と言葉の活用、点字等の読み書きの指導、指導内容の精選等、コンピュータ等の情報機器や教材等の活用、見通しを持った学習活動の展開の5点です。

これらについて、一つずつ見ていきましょう。

1. 的確な概念形成と言葉の活用

児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結びつけて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

37



まず、的確な概念形成と言葉の活用についてです。

視覚障害のある児童生徒は、視覚による情報収集が困難なため、限られた情報や経験の範囲内で概念を形成してしまう場合があります。

特に実体や具体的経験を伴わない、言葉による説明だけで事物・事象や動作を理解してしまう傾向が見られます。

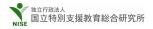
このような傾向を避けるためには、児童生徒の実態に応じて、事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を心掛けることが大切です。その場合、見学や調査などの体験的な学習によって経験の拡充を図ったり、観察や実験、操作活動などによって直接体験させ、具体的なイメージを形づくったりすることができるような配慮が必要です。

特に、児童生徒が保有する感覚を活用して事物などをとらえることができるよう十分配慮するとともに、それと言葉を結び付けていくことが大切になります。

2. 点字等の読み書きの指導

児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字 又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、 習熟させること。なお、点字を常用して学習する 児童生徒に対しても、漢字・漢語の理解を促す ため、児童生徒の発達の段階等に応じて適切な 指導が行われるようにすること。

38



次に点字等の読み書きの指導についてです。

視覚障害のある児童生徒が読み書きの手段として、点字と普通文字のどちらを常用するかということは大切な問題です。

原則的には、視覚障害についての医学的、教育的な観点から総合的に判断することになりますが、視力や視野の程度、眼疾患の進行状態、学習の効率性、本人の希望や意欲などが重要な判断基準となります。

特に、眼疾患の進行等により点字による読み書きを余儀なくされる状況になった場合には、本人の点字学習への取組の姿勢が習得の成否に大きく 影響することから、心理面へのサポートが重要になります。

点字を常用して学習する児童生徒に対しては、点字の表記法を踏まえた 系統的な指導が必要です。

また、点字の読み書きを速くする指導も大切であり、特に読みについては、 内容を読み取りながら、その先を予測して読み進む方法を併せて指導する と効果的です。

なお、点字を常用して学習する児童生徒に対しても、漢字・漢語の理解を 促すよう、指導を行うことが必要です。これについては、点字には漢字はあ りませんが、日本語の適切な理解や作文のためには、漢字や漢語の理解も 必要だからです。

普通文字の指導については、漢字の読み書きが、弱視の場合、特に困難ですが、指導に当たっては漢字を部首に分解し、部首に当たる基本漢字を徹底して指導する方法や漢字の読み書きの誤りの傾向を類型的に整理し

て指導に生かす方法などがあります。

また、文章の種類や内容に応じて読み分けることができる方法を身に付けたり、視覚補助具を活用して速く読み書きできるようにしたりすることが大切です。

点字を常用して学習する児童生徒に対する漢字・漢語の指導は、漢字の字義と 結び付いた言葉が多い日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要であり、 児童生徒の発達の段階や興味・関心、意欲等を考慮して適切に指導していくことが 大切です。

特に、コンピュータ等の情報機器を活用する場合には、ディスプレイ画面上の文章を音声化して理解するために漢字・漢語の理解が必須となりますので、この点も踏まえた指導が必要です。

3. 指導内容の精選等

児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・根本的な事項から 着実に習得できるように指導すること。

39



3点目は指導内容の精選等についてです。

視覚に障害がある児童生徒は、動いているものや遠くにあるものを理解することなど、視覚や触覚によって直接経験することが困難なものがあります。

このような内容については、児童生徒の視覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の児童生徒に即した指導内容を精選するとともに、基礎的・基本的事項の理解や導入段階の指導に重点を置いて、内容の本質や法則性を具体的に把握できるようにすることが大切です。

例えば、「体育」、「保健体育」で視覚に障害のある児童生徒に各種のボールゲーム等を指導する場合は、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本動作の習得に重点を置いた指導を十分に行う必要があります。

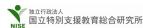
視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要しても、一度理解してしまうと、それをもとに予測し、演繹的に推論することによって、その後の発展、応用の学習は、容易にできる場合が多いので、このような基礎的・基本的理解を促す指導が重要となります。

また、指導の順序等を考慮したり、観察・実験等の内容や方法を工夫したりして、効果的な学習ができるようにすることも大切です。

4. コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材、音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

40



各教科における配慮点の4点目はコンピュータ等の情報機器や教材等の活用についてです。

各種教材の活用については、盲と弱視に分けて説明します。

まず、盲児童生徒に対する感覚の活用に関する指導において留意すべき 点を例示すると、次のとおりとなります。

- (1) 視覚による情報を聴覚や触覚などでとらえることができるようにすること。
- ② 聴覚の活用や視覚による観察の方法を身に付けることができるようにすること。
- ③ 視覚的イメージをどの程度もっているかを把握すること。

したがって、盲児童生徒に対する指導を行う場合には、凸図や模型などの 触覚教材や音声教材を活用して視覚的な情報を触覚や聴覚で把握できる ようにしたり、モデル実験を行ったりするなど、指導内容・方法を工夫するこ とが大切です。

触覚や聴覚は、視覚に比べると詳細な情報を得ることが困難な場合が多いことから、情報収集のポイントを明確にし、部分的、継時的な情報を総合して、まず全体像を大まかに把握し、続いて全体像との関連のもとに内容を詳しく理解するというような方法を身に付けさせる必要があります。

弱視児童生徒に対する指導は、視覚の活用が中心となりますが、他の感 覚器官の活用も併せて考えなければなりません。弱視児童生徒の見え方 は様々であり、視力のほかに、視野の広さ、色覚障害の有無、眼球振とうや まぶしさの有無などの影響を受けます。 したがって、指導の効果を高めるためには、一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切です。

また、コンピュータや障害の状態に応じた周辺機器を用いて、点字と普通文字と を相互に変換したり、ディスプレイ上の文字を拡大したり、文章を音声化したりする ことによって、視覚的な情報を容易に収集・発信することが可能です。

したがって、視覚に障害がある児童生徒がコンピュータ等の情報機器や障害の 状態に応じた周辺機器を活用できるようにしたり、情報通信ネットワークなどを活用 したりすることによって、視覚的な情報の入手が困難であるという視覚障害に伴う 困難を補って、問題解決的な学習等に主体的に取り組むことができるようにするこ とが大切です。

5. 見通しを持った学習活動の展開

児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に 把握できるよう配慮することで、空間や時間の 概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を 展開できるようにすること。

高等部の場合

6. 高等学校等を卒業した者が、社会経験を経るなどした後に専門学科又は専攻科に入学した場合においては、その社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫すること。 41 ★ ★ 第 国立特別支援教育総合研究所

各教科における配慮点の最後、**5点目は、見通しを持った学習活動の展** 開についてです。

視覚に障害のある児童生徒は、環境を把握したり、状況を判断したりすることに困難があるため、空間や時間の概念の形成が十分でない場合があります。

しかし、児童生徒が見通しをもち、意欲的な学習活動を展開するためには、このような空間や時間の概念を活用して、授業が行われている教室や体育館、校庭等の場の状況や、取り組んでいる学習活動の過程等を的確に把握できるよう十分配慮することが大切です。

そのためには、系統的な地図指導や図形指導などによって、空間や時間の概念の形成を図ったり、実習や実技などの学習において、自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したりして、時間的な見通しをもって行動できるように指導する必要があります。

なお、高等部については、1~5と同様の配慮事項が示されていることに加えて、「高等学校等を卒業した者が、社会経験を経るなどした後に専門学科又は専攻科に入学した場合においては、その社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫すること」という事項が示されています。これについては、実際、そのような生徒がいることから、配慮が必要です。

視覚障害教育における教科書

〇点字教科書

主要教科を中心に文部科学省の著作教科書として出版されている。

〇拡大教科書

全国の小・中学校で採択されている多くの教科書が拡大教科書 として作製されている。

○附則9条一般図書・教科用特定図書としての取り扱い 特別支援学校(視覚障害)、弱視特別支援学級及び通常の学級等 で使用可能である。

〇拡大写本

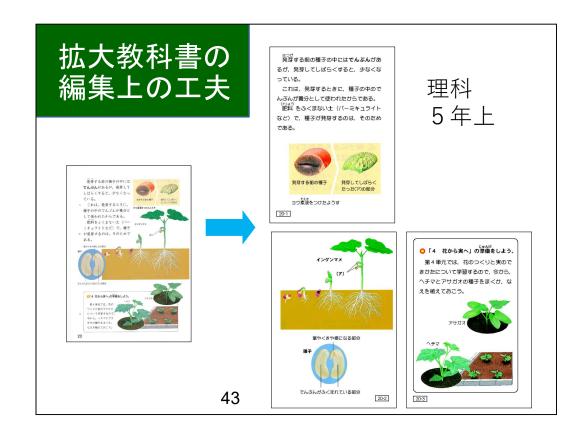
次に視覚障害のある児童生徒のための教科書について見ていきましょう。 現在、視覚障害のある児童生徒のための教科書で、文部科学省の著作 教科書として発行されているのは、点字教科書だけです。

点字教科書は視覚障害者を教育する特別支援学校で採択されている教科書について、主要教科を中心に発行されています。

弱視児童生徒のための拡大教科書については、全国の小・中学校で採択されている多くの教科書が拡大教科書としても発行されています。以前は発行種類が少なく、ボランティア団体の作成によるところが大きかったのですが、平成20年に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」(いわゆる「教科書バリアフリー法」)が制定されて以降、教科書発行者が作成することが多くなってきました。

拡大教科書は、教科書という名称が付けられてはいますが、特別支援教育の対象となっている児童生徒が使用する場合には、学校教育法附則9条一般図書として、あるいは通常の学級で学んでいる児童生徒の場合は、教科用特定図書等としての取り扱いになっています。

また、ボランティア団体により作成されている、いわゆる手作りの拡大教科書は「拡大写本」と呼ばれており、文部科学省に申請することにより、同附則9条一般図書、あるいは教科用特定図書等として、拡大写本を必要とする児童生徒に無償で支給されています。



それではここで、拡大教科書の編集上の工夫について見てみましょう。

拡大教科書が、その名のとおり文字や図表等が拡大されていることは容易に想像がつくと思いますが、拡大することの他にも読みやすく、見やすくするための様々な工夫が施されています。

スライドに示したのは、小学校5年生理科の教科書の例です。

左側の図が通常の教科書の1ページです。矢印の右側が、それを拡大教 科書として編集したものです。

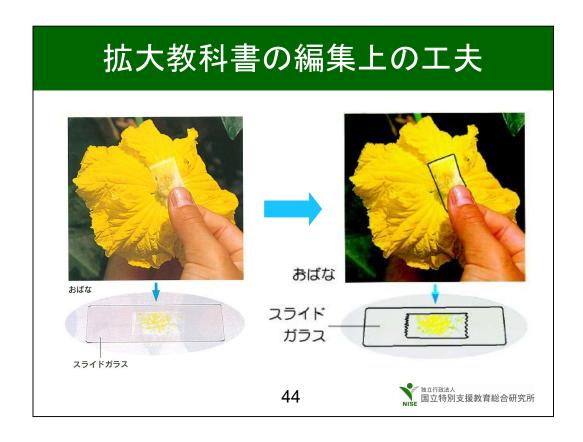
これを見ると、拡大教科書にすると元の1ページが3ページになっていることが分かります。

拡大教科書に限らず、プリント教材等を拡大する場合は、元のページの版の大きさは変更せず、文字や図などを適切に拡大することが原則となります。

このように、ページ数が増えることに関わり、なるべく元の教科書のページ との相関を保つために、拡大教科書ではページ番号の振り方を工夫してい ます。

拡大教科書ではページ番号を通し番号とはせず、元の教科書に対して何ページ分増えたかが分かるようにページ番号を付けています。

例えば、元の教科書の20ページの内容を拡大教教科書として編集して、それが3ページ分になった場合には、20-1、20-2、20-3のようにページ番号を付けていきます。こうすることにより、参照箇所が直ぐにみつけられるように工夫しています。



次の編集例を見てみましょう。

これは、ヘチマの花粉を採集して顕微鏡で観察する学習です。

左側が元の教科書で用いられている画像で、矢印の右側が拡大教科書として編集した画像です。

これを見ると、図の大きさには違いがありません。

しかし、元の教科書では、スライドガラス、セロテープといった透明になっている部分とその背景の部分は非常に区別がつきにくくなっています。

そこで、拡大教科書では、それらに輪郭線が加えられています。

このように、図や写真の主要要素とその背景とのコントラスト差が低い場合は、主要要素の輪郭線を追加するか、背景をとっても良いと思われる場合は背景をとって白地とするといった工夫を施しています。

このように見ていくと、拡大教科書には文字や図などを拡大することはもとより、弱視児童生徒が読みやすく、見やすくするための様々な工夫が施されていることが分かります。

2. 弱視特別支援学級、及び弱視 通教指導教室における指導と 教育課程

45



次は、弱視特別支援学級、及び弱視通級指導教室における指導と教育課程についてです。

弱視特別支援学級の教育課程

小学校や中学校を基礎とした教育課程

学校教育法施行規則 第50条

小学校の教育課程は各教科、特別の教科である道徳、 外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって 編成するものとする。

学校教育法施行規則 第52条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、 教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学 習指導要領によるものとする。

46



弱視特別支援学級における教育課程の編成にあたっては、小・中学校を 基礎とした編成を行うことになっています。

つまり、学校教育法施行規則第50条の規定にあるように、各教科、特別の 教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動によって編 成されることになります。

この他に、学校教育法施行規則第52条の規定にあるように学習指導要領に示されている内容によるとされています。

これらの条文は小学校における規定ですが、中学校においても外国語活動を除き、同様の規定となっています。

特別の教育課程

特に必要がある場合は、特別の教育課程を編成することができる

学校教育法施行規則 第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略)規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

47



しかし、学校教育法施行規則第138条の規定により、特に必要がある場合には特別の教育課程を編成することができるようになっています。

そして、実際には視覚障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考として編成される場合が多いようです。

教科用図書

実態等に応じて他の適切な教科用図書を使用することができる

学校教育法施行規則 第139条

特別の教育課程による特別支援学級においては 文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用する ことが適当ではない場合には、当該特別支援学級を 置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な 教科用図書を使用することができる。

48



また、弱視特別支援学級においては、学校教育法施行規則第139条の 規定により、通常の教科書を使用することが困難な場合には、児童生徒の 実態等に応じて他の適切な教科用図書を使用することができるようになって います。

弱視児童生徒の場合は、拡大教科書がこれに該当します。

弱視特別支援学級における指導

- 視覚障害があるために本来の能力を十分に 発揮することができない弱視児童生徒の学習 能力や心身の発達を促すこと
- O 取り出しによる指導と通常の学級における交流 及び共同学習
- 上手な見方を育てる指導、日常生活における 基本的な技能を高める指導、視覚管理に関す る指導等

49



次に弱視特別支援学級における指導の実際について見ていきましょう。

弱視特別支援学級における指導目標は、端的に言えば、視覚障害がある ために本来の能力を十分に発揮することができない弱視児童生徒の学習 能力や心身の発達を促すことです。

指導形態としては、必要に応じて取り出しによる個別指導、あるいは少人数による指導の他、他の児童生徒と一緒に学習することが可能な内容は、通常の学級における交流及び共同学習の形態がとられます。

また、弱視特別支援学級における指導内容は、自立活動や各教科の指導などが行われることになりますが、それらに共通して行われる指導内容は、 上手な見方を育てる指導、日常生活における基本的な技能を高める指導、 そして、視覚管理に関する指導と言えます。

上手な見方を育てる指導とは、弱視レンズ等の視覚補助具を使いこなしながら、視覚認知力を高めていくことを指しています。

また、弱視児童生徒は生活経験が少なくなってしまう傾向があることから、 日常生活や学習活動において用いる様々な道具を上手に使えない場合が あります。

このことから、これらの道具を意図的に用いて、使い方に慣れておくことが必要となります。

そして、視覚管理に関する指導とは、自らの眼疾患について理解するとと もに、日常生活における留意事項を理解し、服薬の管理等を自ら行うことが できる態度を指しています。

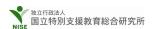
さらに、状況に応じて必要な支援を申し出ることができる態度の育成も重要な視点となります。

通級指導教室の教育課程とその対象

学校教育法施行規則 第140条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、(中略)規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

50



次は、通級指導教室の教育課程とその対象についてです。

通級指導教室は、平成5年の学校教育法施行規則の一部改正により制度化されました。

そして、通級指導教室の教課課程とその対象については、学校教育法施行規則の第140条に規定されています。

なお、先にも取り上げたように、平成30年度からは、小・中学校に加えて、 高等学校も通級指導の対象となっています。

通級指導教室の教育課程とその対象

学校教育法施行規則第140条

<通級指導教室の対象となる障害種別>

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者

- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で この条の規定により特別 の教育課程による教育を 行うことが適当なもの

51



そして、その対象に弱視の児童生徒も含まれています。

弱視通級指導教室における指導

- 在籍は通常の学級で、必要に応じて障害に対応 した特別の指導を行う
- 特別の教育課程を編成できる。
- 指導形態は自校通級、他校通級、巡回指導

52



最後は、弱視通級指導教室における指導についてです。

学校教育法施行規則第140条で規定されているように、通級指導教室の対象となる児童生徒は通常の学級に在籍していますが、必要に応じて障害に対応した特別の指導を行います。

教育課程については、弱視特別支援学級の場合と同様、特別の教育課程を編成することが可能です。

また、通級指導教室の指導形態には、自校通級、他校通級、巡回指導の 3つがあります。

自校通級とは、在籍している学校に通級指導教室が開設されている場合で、比較的柔軟に指導を受けることができます。

これに対して、他校通級とは、児童生徒が通級指導教室が設置されている学校へ通って指導を受けるものです。

他校通級により指導を受けている児童生徒は、例えば、午前中は在籍している学校で授業を受け、午後から通級指導教室で自立活動の指導等を受けています。

三つ目の指導形態は巡回指導です。巡回指導は、文字通り担当教員が 通級指導の対象となっている弱視の児童生徒が在籍している学校を訪問し て指導するというものです。

在籍校における学習状況等を把握することができたり、当該の児童生徒が、他校通級の場合よりも在籍学級での授業を休むことなく効果的に指導ができたりするというメリットがあります。



それでは、本講義のまとめです。 これまで学んできたことを振り返ってみましょう。

本講義のまとめ

- 1 視覚障害のある子供の教育の場と就学先決定のしくみ、合理的配慮とは?
- 2 特別支援学校(視覚障害)における教育課程 の編成と留意事項は?
- 3. 弱視特別支援学級と弱視通級指導教室における教育課程の編成は?

54



ポイントの一つ目は、視覚障害のある子供の教育の場と就学先決定のしくみ、そして合理的配慮についてです。

視覚障害のある子供は、視覚障害者を教育する特別支援学校、弱視特別 支援学級、弱視通級指導教室、そして通常の学級で学んでいます。

就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を最大限に尊重しながら、最終的には市町村教育委員会が決定することになっています。

合理的配慮とは、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受けることができるように必要かつ適切に変更や調整を行うことで、障害のある子供に対して個別に提供されるものです。また、体制面や財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

ポイントの二つ目は、視覚障害者を教育する特別支援学校における教育 課程の編成と留意事項についてです。

特別支援学校の教育課程は、各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動、そして自立活動です。小学部の場合は、これに外国語活動が加わります。

自立活動は、小・中・高等学校の教育課程には設定されていませんので、 特別支援学校の教育課程編成において最も特徴的な内容と言えます。

視覚障害者を教育する特別支援学校における教育課程編成上の五つの配慮事項と、各教科における五つの配慮点(高等部については六つの配慮点)についても確認をしておいてください。

ポイントの三つ目は、弱視特別支援学級と弱視通級指導教室における教育課程編成についてです。

弱視特別支援学級においては、基本的には小・中学校と同様の教育課程となりますが、児童生徒の状況等に応じて特別な教育課程を編成すること

ができたり、特別な教科書を用いることができるようになっています。

また、特別の教育課程を編成する場合は、視覚障害者を教育する特別支援学校の教育課程が参考にされています。

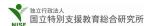
弱視通級指導教室では、通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒が、特別な場において自立活動の指導等を受けています。

また、指導形態としては、自校通級、他校通級、巡回指導の三つがあります。

引用•参考文献

- 文部科学省 (2018)特別支援学校学習指導要領解説総則編.
- 文部科学省 (2018)特別支援学校学習指導要領解説自立活動編.
- 国立特別支援教育総合研究所 編著 (2020)特別支援教育の 基礎・基本2020 新学習指導要領対応. ジアース教育新社.
- 中央教育審議会初等中等教育分科会 (2012)共生社会の形成 に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」.

55



本日の講義の引用・参考文献として、「特別支援学校学習指導要領解説総則編」、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」、「特別支援教育の基礎・基本」、そして「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を挙げておきます。

免許法認定講習通信教育講座一視覚障害教育領域一

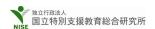
視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

視覚障害のある子供の 教育の場と教育課程の編成

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者: 金子 健)

56



以上で、「視覚障害のある子供の教育の場と教育課程の編成」の講義を終わります。

責任監修:金子 健

作成者:金子 健

読み上げ者:金子 健